

# 高知縣市町村総合事務組合消防賞じゅつ金及び殉職者特別賞じゅつ金支給条例

平成17年 2月 1日 条例第24号

(目的)

第1条 この条例は、高知縣市町村総合事務組合同規約（平成17年高知県指令16高市振第1983号）第3条第1項第4号及び第5号に掲げる事務を共同処理する団体（以下「構成団体」という。）に勤務する消防吏員及び消防団員（以下「消防吏員等」という。）に賞じゅつ金又は殉職者特別賞じゅつ金を授与することを目的とする。

(賞じゅつ金授与の要件)

第2条 管理者は、消防吏員等が災害に際し、一身の危険を顧みることなく職務を遂行して傷害を受け、そのため死亡し、又は障害の状態（非常勤消防団員等に係る損害補償の基準を定める政令（昭和31年政令第335号。以下「政令」という。）別表第3に定める第1級から第8級までの等級に該当する傷害をいう。以下同じ。）となった場合において、功労があると認められるときは賞じゅつ金を授与することができる。

(賞じゅつ金の種類及び金額)

第3条 賞じゅつ金は、殉職者賞じゅつ金及び障害者賞じゅつ金とする。

- (1) 殉職者賞じゅつ金は、前条の傷害により死亡した消防吏員等の遺族に授与するものとし、その額は、功労の程度に応じ、別表第1に定めるとおりとする。
- (2) 障害者賞じゅつ金は、前条の傷害により障害の状態となった消防吏員等に授与するものとし、その額は、功労の程度及び障害の等級に応じ別表第2に定めるとおりとする。

(殉職者特別賞じゅつ金)

第4条 管理者は、消防吏員等が災害に際し、命を受け、特に生命の危険が予想される現場へ出動し、生命の危険を顧みることなく、その職務を遂行して傷害を受け、そのため死亡し、その功労が特に拔群であると認められる場合においては、当該消防吏員等の遺族に3,000万円の殉職者特別賞じゅつ金を授与することができる。

2 殉職者特別賞じゅつ金を授与する場合は、第2条の規定による賞じゅつ金は授与しない。

(遺族の範囲及び順位等)

第5条 殉職者賞じゅつ金又は殉職者特別賞じゅつ金の授与を受けることのできる遺族の範囲及び順位等は、政令第9条及び第9条の3第2項の規定の例による。

(書類の提出等)

第6条 管理者は、第2条又は第4条の規定により賞じゅつ金若しくは殉職者特別賞じゅつ金の授与を決定しようとする際、必要があると認められるときは、当該消防吏員等の属する構成団体の長等関係者から書類又は資料の提出を求め、あるいは医師の診断若しくは検案を受けさせることができる。

(審査)

第7条 賞じゅつ金又は殉職者特別賞じゅつ金の授与については、審査会設置条例（平成17年条例第26号）の規定による審査会の審査を経なければならない。

(委任事項)

第8条 この条例に定めるもののほか必要な事項は管理者が別に定める。

附 則

- 1 この条例は平成17年2月1日から施行する。
- 2 平成17年1月31日以前に授与すべき事由の生じた賞じゅつ金及び殉職者特別賞じゅつ金で施行日以後の期間について授与すべきものについては、なお従前の高知県消防補償等組合賞じゅつ金及び殉職者特別賞じゅつ金支給条例（昭和46年条例第2号）の例による。

## 別表第1（第3条関係）

## 殉職者賞じゅつ金

功労の程度による支給額	
功労の程度	金額
(1) 特に抜群の功労があり他の模範となると認められる者	25,200,000円
(2) 抜群の功労があり他の模範となると認められる者	18,700,000円
(3) 特に顕著な功労があると認められる者	13,600,000円以下 9,000,000円以上
(4) 多大な功労があると認められる者	4,900,000円

別表第2（第3条関係）

## 障 害 者 賞 じ ゅ つ 金

功勞の程度及び傷害の等級による支給額			
功勞の程度 傷害の等級	(1) 抜群の功勞があり他の模範となると認められる者	(2) 特に顕著な功勞があると認められる者	(3) 多大な功勞があると認められる者
1 級	18,700,000円	13,600,000円以下 9,000,000円以上	4,900,000円
2 級	15,500,000円	12,100,000円以下 7,900,000円以上	4,600,000円
3 級	13,600,000円	10,700,000円以下 7,100,000円以上	4,100,000円
4 級	12,100,000円	9,500,000円以下 6,400,000円以上	3,600,000円
5 級	10,300,000円	8,200,000円以下 5,500,000円以上	3,100,000円
6 級	9,000,000円	7,000,000円以下 4,700,000円以上	2,800,000円
7 級	7,600,000円	5,900,000円以下 4,100,000円以上	2,300,000円
8 級	6,400,000円	4,900,000円以下 3,400,000円以上	1,900,000円

## 功勞の程度による増額

特に抜群の功勞があり、他の模範となると認められる者であつて傷害の等級が1級に該当するものについては、1級の最高額に1,900,000円を加算することができる。

- 備考 1 障害の等級は、政令別表第3に定める障害の等級による。
- 2 障害の等級及び金額の決定については、政令第6条第2項から第6項（第3項第1号を除く。）までの規定の例による。